**平成２２年（フ）第１４号**
北海道留萌市明元町５丁目52番地
債務者　中澤　幸恵
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
旭川地方裁判所留萌支部

**平成２２年（フ）第６６号**
岩手県奥州市水沢区字川端22番地２　グリーンハイツたかはし３号棟、旧住所岩手県奥州市水沢区天文台通り５番20号
債務者　高橋　淳子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

**平成２２年（フ）第８０号**
山形県酒田市駅東２丁目18番地の13　シェラトン・ウエスト3104号、前住所山形県酒田市西野町６番36号
債務者　水元　光太
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
山形地方裁判所酒田支部

**平成２２年（フ）第８２号**
山形県酒田市ゆたか３丁目７番地の８　ゆたかシャーメゾン204号、前住所秋田県秋田市河辺大張野字道ノ下204番地
債務者　高桑　笑香（旧姓白田）
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
山形地方裁判所酒田支部

**平成２２年（フ）第１５９号**
群馬県高崎市中尾町86番地１
債務者　木村　友子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２２年（フ）第１６０号**
群馬県高崎市中尾町86番地１
債務者　木村　眞敏
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２２年（フ）第１８５号**
群馬県高崎市町屋町476番地６
債務者　都築　富子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２２年（フ）第３０２号**
群馬県安中市中宿1184番地10
債務者　上原　道子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２２年（フ）第３０４号**
群馬県高崎市倉賀野町1882番地
債務者　堀川　久枝（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２２年（フ）第５５６号**
埼玉県川越市寿町２丁目316番地２　市営住宅K10―308号室
債務者　岡本美和子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第６３０号**
埼玉県富士見市鶴瀬西３丁目７番10―306号
債務者　小池まり子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第６７１号**
埼玉県川越市仙波町３丁目33番地40グロリアスマンション２―203号室
債務者　土田　洋一
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第６９５号**
埼玉県富士見市羽沢１丁目30番29―301号
債務者　眞保　典代
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２２年（フ）第２３８号**
埼玉県本庄市小島６丁目１番25号　ドエル福島B―101
債務者　大谷きよしこと　オオタニ　ムラオ　オスカル　ダンテ
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２２年（フ）第２７０号**
埼玉県熊谷市上之2710番地２
債務者　川田　治義
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２２年（フ）第２９２号**
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢2399番地　教職員住宅303
債務者　新井　貴子（旧姓保科）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２２年（フ）第３６５号**
埼玉県熊谷市中央１丁目293番地
債務者　神田　吾郎
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部